

# 令和7年11月市議会 総務委員会資料

## 第231号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### ＜目次＞

ページ

1 改正の趣旨	2
2 改正する条例	2
3 給与改定の内容	2
4 給与改定等に伴う所要額及び補正額	5
5 施行期日	6
6 条例の新旧対照表	7

総務部

令和7年12月

## 1 改正の趣旨

令和7年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されることに伴い、本市の一般職等に関しても同様に改定しようとするもの。

## 2 改正する条例(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例:7条例)

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

## 3 給与改定の内容

### (1) 給料表の改定

若年層の職員に重点を置きつつ、給料表の全ての号給を引上げ改定

(行政職給料表の基準内給与月額の平均改定率 3.05%、平均改定額 : 11,008 円)

※ 行政職給料表、医療職給料表 ((1)、(3)) 及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案に記載のとおり改定する。

※ 会計年度任用職員の給料表の改定については、常勤職員に準じて令和7年4月1日に適用。

適用させる者は、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給対象者とし、これ以外の会計年度任用職員については、令和8年1月1日から改定する。

### 《参考》 行政職の初任給の改定

区分	改定前(A)	改定後(B)	増減(B-A)
大学卒	220,000 円	232,000 円	12,000 円

区分	改定前(A)	改定後(B)	増減(B-A)
高校卒	188,000 円	200,300 円	12,300 円

## (2) 初任給調整手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に係る初任給調整手当を引き上げる。

区分	改定前（A）	改定後（B）	増減（B-A）
支給月額の限度額	310,000円	310,800円	800円

## (3) 宿日直手当の改定

勤務1回に係る宿日直に係る手当の額を引き上げる。

区分	改定前（A）	改定後（B）	増減（B-A）
勤務1回に係る宿日直手当	4,400円	4,700円	300円

## (4) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員 4.60月分 → 4.65月分 (+0.05月分)

区分	6月期			12月期			年間合計			
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	
令和7年度	改定前	1.250	1.050	2.300	1.250	1.050	2.300	2.500	2.100	4.60
	改定後	1.250	1.050	2.300	1.275 (+0.025)	1.075 (+0.025)	2.350 (+0.050)	2.525 (+0.025)	2.125 (+0.025)	4.65 (+0.050)
令和8年度		1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)	1.2625 (▲0.0125)	1.0625 (▲0.0125)	2.325 (▲0.025)	2.525	2.125	4.65

※ 会計年度任用職員も同様に改定

イ 定年前再任用短時間勤務職員 2. 4 0月分 → 2. 4 5月分 (+0. 05月分)

区分		6月期			12月期			年間合計		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
令和7年度	改定前	0.700	0.500	1.200	0.700	0.500	1.200	1.40	1.00	2.40
	改定後	0.700	0.500	1.200	0.725 (+0.025)	0.525 (+0.025)	1.250 (+0.050)	1.425 (+0.025)	1.025 (+0.025)	2.45 (+0.050)
令和8年度		0.7125 (+0.0125)	0.5125 (+0.0125)	1.225 (+0.025)	0.7125 (▲0.0125)	0.5125 (▲0.0125)	1.225 (▲0.025)	1.425	1.025	2.45

ウ 特定期付職員 4. 4 5月分 → 4. 5 0月分 (+0. 05月分)

区分		6月期			12月期			年間合計		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
令和7年度	改定前	0.950	1.275	2.225	0.950	1.275	2.225	1.900	2.550	4.45
	改定後	0.950	1.275	2.225	0.975 (+0.025)	1.300 (+0.025)	2.275 (+0.050)	1.925 (+0.025)	2.575 (+0.025)	4.50 (+0.050)
令和8年度		0.9625 (+0.0125)	1.2875 (+0.0125)	2.250 (+0.025)	0.9625 (▲0.0125)	1.2875 (▲0.0125)	2.250 (▲0.025)	1.925	2.575	4.50

エ 市長及び副市長 3. 4 5月分 → 3. 5 0月分 (+0. 05月分)

区分		6月期		12月期		年間合計	
		期末手当		期末手当		期末手当	
令和7年度	改定前	1.725		1.725		3.45	
	改定後	1.725		1.775 (+0.05)		3.50 (+0.05)	
令和8年度		1.750 (+0.025)		1.750 (▲0.025)		3.50	

才 議員 3. 4 5月分 → 3. 5 0月分 (+0. 05月分)

区分	6月期		12月期	年間合計
	改定前	期末手当	期末手当	期末手当
令和7年度	改定前	1.725	1.725	3.45
	改定後	1.725	1.775 (+0.05)	3.50 (+0.05)
令和8年度		1.750 (+0.025)	1.750 (▲0.025)	3.50

力 教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者 4. 5 5月分 → 4. 6 0月分 (+0. 05月分)

区分	6月期		12月期	年間合計
	改定前	期末手当	期末手当	期末手当
令和7年度	改定前	2.275	2.275	4.55
	改定後	2.275	2.325 (+0.05)	4.60 (+0.05)
令和8年度		2.300 (+0.025)	2.300 (▲0.025)	4.60

4 給与改定等に伴う所要額及び補正額

区分	一般会計	特別会計	企業会計	合計
給与改定所要額	785,565 千円	14,280 千円	107,623 千円	907,468 千円
中途退職等調整	▲672,324 千円	▲14,712 千円	▲147,207 千円	▲834,243 千円
合計	113,241 千円	▲432 千円	▲39,584 千円	73,225 千円

※会計年度任用職員に係る所要額等を含む。

## 5 施行期日

- (1) 紙料表、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定  
公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用
- (2) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定  
令和8年4月1日施行

### 《参考》

基準内給与月額の改定状況（令和7年4月1日：行政職給料表 平均年齢 41歳9月）

（単位：円）

項目 区分	改定前(A)	改定後	改定額(B)	改定率 (B/A × 100)
給料	328,353	339,136	10,783	3.28%
諸手当	24,832	24,832	—	—
はね返り	7,154	7,379	225	3.15%
計	360,339	371,347	11,008	3.05%

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はね返り」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減するものをいう。

※3 令和7年4月1日の新規採用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び定年引上げに伴う給料月額が7割の職員は含まない。

## 6 条例の新旧対照表

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額<u>310,800円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額<u>310,000円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」</u>とする。</p> <p>4～7　〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5　〔略〕</p> <p>2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～7　〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5　〔略〕</p> <p>2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第2条関係】</b></p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 [略]</p>	<p>3～5 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3・4　〔略〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3・4　〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">【第4条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3・4　〔略〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)　〔略〕</p> <p>3・4　〔略〕</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>
<p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の230」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5~7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5~7 [略]</p>
<p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の230」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5~7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5~7 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>
<p style="text-align: center;">【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の230」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2・3　[略]</p> <p>4　期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7　[略]</p>

改 正 後	改 正 前																																
【第13条関係】																																	
○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号)																																	
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																
第7条 略	第7条 略																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>893,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																
1	円 405,000																																
2	455,000																																
3	508,000																																
4	574,000																																
5	655,000																																
6	765,000																																
7	893,000																																
号給	給料月額																																
1	円 392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)																																
第9条 [略]	第9条 [略]																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の2第2項及び第18条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と給与条例第18条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100	2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の2第2項及び第18条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条																																

改 正 後	改 正 前
<p>分の<u>127.5</u>とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは<u>100分の127.5</u>と、「100分の107.5」とあるのは「100分の130」とする。</p>	<p>例第18条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは<u>100分の87.5</u>とする。</p>
<p>【第14条関係】 (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の2第2項及び第18条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と給与条例第18条の2第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第18条の5第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の128.75」とする。</p>	<p>【第14条関係】 (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の2第2項及び第18条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と給与条例第18条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の130」とする。</p>